

令和4年度自治推進委員会

自治基本条例検証用資料

(第4条～第16条・第18条)

・おいらせ町自治基本条例（逐条解説）

・これまでの検証結果

・参考データ資料

## 第4条 生活に関する権利

### ■ 逐条解説 ■

(生活に関する権利)

第4条 おいらせ町民には、生活に関する以下の権利があります。

- (1) 生涯にわたり心身ともに健康で安全な生活を送る権利
- (2) 豊かな自然環境のもとで生活を送る権利
- (3) 経済的に不安なく、人間らしい生活を送る権利
- (4) 外出を希望する限り、徒歩、自家用車、公共交通などの手段により、自由に移動する権利
- (5) 子どもから高齢者まで誰もが、生涯にわたり自由に学ぶ権利

#### 【第4条】

町の自治は、町民の権利を守り、実現するために進められるものでなくてはなりません。

このため、町民の権利として、もっとも基本的な権利をまず確認する意味で示しています。

(1) 「心身ともに健康で安全な」 …健康や家庭環境、防災や防犯環境に不安がない状態を指しています。

(2) 「豊かな自然環境」 …自然が保全されていることと、水質や大気などが汚染されていない状態を指しています。

(3) 「経済的に不安なく、人間らしい生活」 …個人の努力が前提にありますが、それでも解決できない困難に陥った時には、町は手をさしのべようという意思を表しています。手をさしのべるのは町民、行政、議会を包括している「町」です。行政に限定していません。

(4) 「移動する権利」 …策定委員会での検討、町民アンケートの両方で大切だという意見の多かった権利です。今後増えていくと思われる、自家用車を利用できない町民の移動手段を考えなければなりません。

(5) 「学ぶ権利」 …策定委員会での検討、町民アンケートの両方で大切だという意見の多かった権利です。

### ■ これまでの検証結果 ■

- ・おおむね、自治基本条例にそった運用がなされ、権利が守られている。
- ・移動する権利について、行政は、運転免許証を返納した人の移動手段について支援策の検討をしてはどうか。（令和2年度自治推進委員会）

### ■ 検証作業のポイント ■

- ・条項にある5つの生活に関する権利について、日々の暮らしを振り返り、ひとりの町民として「権利が守られている」と判断できるかどうか。条例制定時（14年前）と比較して、生活をとりまく環境で変化している部分は無いか。

## ■ 参考データ資料 ■

- ・町民アンケート結果（令和3年3月）資料3

P 1 3 問6) お住まいの地域の環境をどのように感じていますか

P 4 4 問15) あなたは、目的やテーマを持って学習活動に取り組んでいますか。

P 4 6 問16) あなたは、日常的にスポーツ活動（野球・サッカーやグラウンド・ゴルフ等）ルールに基づいた競技など）に取り組んでいますか。

## ■ 委員の提言・討論 ■

# 第5条 子どもの権利

## ■ 逐条解説 ■

(子どもの権利)

第5条 おいらせ町で生活する子どもは、みな健やかに成長する権利があります。

### 【第5条】

子どもは、将来の町を担う大切な私たちの「宝」です。近年、子ども達を取り巻く環境の悪化が懸念されているなかで、地域社会がいっしょになって大切に育もうという意識を示しています。

## ■ これまでの検証結果 ■

- ・おおむね、自治基本条例にそった運用がなされ、権利が守られている。
- ・子どもを取り巻く環境に変化があり、今後も注視が必要である。（令和2年度自治推進委員会）

## ■ 検証作業のポイント ■

- ・「子どもが健やかに成長する権利」が、おびやかされるような事例はなかったか。
- ・地域がどのように子どもと関わっているか。

## ■ 参考データ資料 ■

- ・町民アンケート結果（令和3年3月）

P 2 8 問7) あなたは、心身ともに健康だと感じていますか。

## ■ 委員の提言・討論 ■

## 第6条 個人情報

### ■ 逐条解説 ■

(個人情報)

第6条 おいらせ町民には個人情報やプライバシーを尊重される権利があります。

#### 【第6条】

「尊重される」というのがこの条文のポイントです。個人情報やプライバシーは行政が守るだけではなく、町民同士でも尊重しあい、守るべきものであることを謳っています。

### ■ これまでの検証結果 ■

- ・おおむね、自治基本条例にそった運用がなされ、権利が守られている。
- ・個人情報の保護を過剰にやりすぎている場合がある。(令和2年度自治推進委員会)

### ■ 検証作業のポイント ■

- ・個人情報の取扱いについて、違反行為やいわゆる過剰反応などの参考事例があるか。

### ■ 参考データ資料 ■

無し

### ■ 委員の提言・討論 ■

## 第7条 参加に関する権利

### ■ 逐条解説 ■

(参加に関する権利)

第7条 おいらせ町民には、まちづくりの主体として、参加に関する以下の権利があります。

- (1) 行政、議会及び地域の状況を知る権利
- (2) 政策の形成、実施及び評価に参加する権利
- (3) 政策の形成、実施及び評価並びにまちづくり活動において、自由に意思を表明し、そのことにより不利益を受けない権利

## 【第7条】

(1)まちづくりに参加するためには、行政や議会、地域の状況について町民が正確な情報を得ることが前提となることから、権利として規定しました。

(2)従来の住民参加は政策の「実施」の段階からの参加に限定されるものが殆どでしたが、これからは政策の形成（白紙）の段階から評価の段階までの参加を保障したものです。

(3)まちづくりへの参加は、自らの意思によるものであり、強要されるものであってはなりません。また、意思を表明したこと、あるいはその内容により不利益を受けることがあってはなりません。

### ■ これまでの検証結果 ■—————

- ・参加に関する権利は、ある程度守られている。
  - ・あまり行政が先導せず、町民自らが探し、参加するという自主性も大事である。（令和2年度自治推進委員会）

### ■ 検証作業のポイント ■—————

- ・まちづくりへの参加について、道が開かれているか。
- ・情報公開やパブリックコメントについては、第33条で別途検証します。

### ■ 参考データ資料 ■—————

- ・町民アンケート結果（令和3年3月）

P 56 問20) この1年間にまちづくり活動（ボランティア活動等）や行政活動（審議会委員等）に参加したことがありますか。

### ■ 委員の提言・討論 ■—————

## 第8条 自立と自律

### ■ 逐条解説 ■—————

（自立と自律）

第8条 おいたせ町民は、まちづくりの主体として、自立の精神に則り、自己責任意識と危機管理意識を持ち、自ら解決できる問題は自ら解決しなければなりません。

2 町民は、自律の精神に則り、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。

### 【第8条】

「地域のことは地域が主体となって考え、行動する」と前文にあるように、自ら解決できる問題は、自らで解決することは自治の基本となるものです。

「自立」とは、他に頼らず行動する前に備えておかなければならない、高い意識と責任感が伴った状態で、「自律」とは、行動に際して自ら必要な配慮を払い、思慮深さを持って行動できる状態をいいます。

#### ■ これまでの検証結果 ■

- ・自立と自律の考え方が、町民全体へ浸透しているとは言い切れない。
- ・人として高い意識を必要とされる条項であり、個人の資質に学びを加えて高めていきたい。  
(令和2年度自治推進委員会)

#### ■ 検証作業のポイント ■

- ・精神的、道徳的規定。これらの考え方を阻害する行政行為がなかったかどうか。

#### ■ 参考データ資料 ■

無し

#### ■ 委員の提言・討論 ■

## 第9条 まちづくりへの参加

#### ■ 逐条解説 ■

(まちづくりへの参加)

第9条 おいたせ町民には、地域活動、公益活動、ボランティア活動などの自主的な活動により、暮らしやすい地域社会をつくる役割があります。

### 【第9条】

「役割」とは、責務ほど拘束力を持ちませんが、積極的に役割を担うことで地域社会はより暮らしやすくなります。健康などさまざまな理由で役割を担うことができないことがあっても、そのことで不利益を被ることはありません。

## ■ これまでの検証結果 ■

- ・おおむね、自治基本条例にそった運用がなされ、役割を果たしている。
- ・自主的な活動として町内会活動が挙げられるが、町内会の加入メリットの明示の難しさが、まちづくりの参加を妨げている要因の一つである。（令和2年度自治推進委員会）

## ■ 検証作業のポイント ■

- ・町民の地域への積極的参加がなされているかどうか。また、参加できない場合でも不利益を被ることがないかどうか。

## ■ 参考データ資料 ■

- ・町民アンケート結果（令和3年3月）

P 3 4 問10) あなたは、身近な地域での見守り、支え合いなどの地域福祉活動に参加していますか。

P 4 8 問17) この1年間に地域活動（町内会）に参加したことがありますか。

## ■ 委員の提言・討論 ■

# 第10条 町民、行政及び議会との協働

## ■ 逐条解説 ■

（町民、行政及び議会との協働）

第10条 おいらせ町民には、行政と議会について学び、理解することにより、暮らしやすい地域社会をつくる役割があります。

2 町民には、町民同士、行政及び議会と協働でまちをつくる役割があります。

### 【第10条】

町民が行政や議会と協働でまちづくりを進めるためには、まず行政と議会について、自ら学び、正確な理解を持つことから始めることが大切です。

## ■ これまでの検証結果 ■

- ・協働の意識を持った町民はいる。しかし、協働という言葉が難しい。
- ・行政は、協働の意味や考え方を、もっと分かりやすく町民へ説明していく工夫が必要

要ではないか。（令和2年度自治推進委員会）

■ 検証作業のポイント ■

- ・行政と議会について、学び理解することのできる環境になっているか。

■ 参考データ資料 ■

- ・町民アンケート結果（令和3年3月）

P 5 8 問21) おいらせ町では、町民と行政による協働のまちづくりが進められていると思いますか。

■ 委員の提言・討論 ■

## 第11条 互いの権利を守る責任

■ 逐条解説 ■

(互いの権利を守る責任)

第11条 おいらせ町民は、お互いに協力して子どもを守り育て、障がい者、お年寄りなど手助けを必要としている人を思いやり、町民の幸福を実現するために努力しなければなりません。

【第11条】

町民一人ひとりの権利が守られた社会をつくるためには、行政や議会だけでなく、町民一人ひとりが互いの権利を尊重して生活することが求められます。

■ これまでの検証結果 ■

- ・ある程度の権利は互いに守られている。さらに互いを尊重する意識を広めるためには、啓蒙活動が必要である。
- ・行政が、互いを尊重することの大切さを、ポスターや広報等を通じて、町民に対して啓発していくという方法もある。（令和2年度自治推進委員会）

■ 検証作業のポイント ■

- ・町民一人ひとりが互いの権利を尊重しているかどうか。

■ 参考データ資料 ■

- ・町民アンケート結果（令和3年3月）

P 4 0 問13) 社会全体において、男女の地位は平等になっていると思いますか。

■ 委員の提言・討論 ■

## 第12条 ふるさとと地球を守る責任

### ■ 逐条解説 ■

(ふるさとと地球を守る責任)

第12条 おいらせ町民は、ふるさとの歴史を重んじ、伝統と文化、自然を次代に伝えるために努力しなければなりません。

2 町民は、水や空気の汚染を防ぎ、エネルギーの浪費を抑え、資源を節約して美しい地球を次代に引き継ぐために努力しなければなりません。

#### 【第12条】

おいらせ町に先人が築いた歴史と文化を大切に守ること、豊かな自然環境を豊かなままで次の時代に引き継ぐことはもちろんですが、温暖化を防ぐために行動するなど、美しい地球を未来に手渡すことも、私たちの責任と考えました。小さな町から大きな地球を考える内容の条文は、他に例を見ません。

### ■ これまでの検証結果 ■

- ・環境問題について、町民は、環境保護への意識を持っている。資源集団回収等の取り組みを継続していくことが必要である。
- ・町民アンケートにおいて、各家庭での環境問題対策の取組みについて、「ごみと資源の分別」及び「買物袋の持参」を実践しているとの回答が約9割近くとなり、非常に関心が高いことがうかがえる。今後も持続していただきたい。(令和2年度自治推進委員会)

### ■ 検証作業のポイント ■

- ・町民は、歴史文化、自然を次代に伝えるような努力をしているといえるか。

### ■ 参考データ資料 ■

- ・町民アンケート結果(令和3年3月)

P 9 問4) おいらせ町には、長く住み続けられる魅力があると思いますか。

P 36 問11) あなたが家庭でできる環境問題対策として、実際に行っている取り組みはありますか。

### ■ 委員の提言・討論 ■

## 第13条 役割と責任

### ■ 逐条解説 ■

(役割と責任)

第13条 おいらせ町長は、町の代表者として、町民の権利を守り、この条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に職務にあたらなければなりません。

2 おいらせ町職員は、町民のために働く者として町長等を補助し、町民の権利を守り、この条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に職務にあたらなければなりません。

#### 【第13条】

地方分権の流れの中で、自治体の代表者である町長には大きな権限が与えられています。町長は町民の信託を受けた者として、公正かつ誠実に職務にあたらなければなりません。

町職員は、町民としての立場も持っています。町民の幸福の実現に直接関わる場所で働く者としての自覚を持って、職務にあたらなければなりません。

### ■ これまでの検証結果 ■

町長や職員に資質を欠くような問題行動は無かった。日常業務にはあまり必要ないかもしれないが、自治基本条例に対する町職員の認識を高める余地がある。(平成29年度自治推進委員会)

### ■ 検証作業のポイント ■

- 精神的、道徳的規定。これらの考え方を阻害する行政行為がなかったかどうか。

### ■ 参考データ資料 ■

- 無し

### ■ 委員の提言・討論 ■

# 第14条 行政の執行

## ■ 逐条解説 ■

(行政の執行)

第14条 おいらせ町長等及び町職員は、町民のために働く者として、健全な財政運営のため、効率的な予算編成と、開かれた予算執行を行わなければなりません。

2 町長等及び町職員は、職務への創意工夫、学習により自らの資質を向上させるよう努力しなければなりません。

3 町長等及び町職員は、行政内部で情報を共有し、総合的に職務にあたらなければなりません。

### 【第14条】

経費をただやみくもに抑えるのではなく、事業の重要度、緊急度などを考慮した予算編成と運営による「健全な財政運営」を実現する必要性を規定しています。また、予算の執行状況については、住民の信用を損ねることのないよう、透明性を確保する必要があります。

より健全で透明な行財政運営のために、日頃から町長等と町職員は必要な事柄を学び、工夫し、その蓄積や情報を共有することが求められます。

## ■ これまでの検証結果 ■

- ・財政運営は健全であるといえる。
- ・町長や町職員は資質向上のための各種研修を定期的に受講しており、学習意欲は旺盛である。
- ・庁議等で役場内部の情報共有を図る機会は設けられている。(平成29年度自治推進委員会)

## ■ 検証作業のポイント ■

- ・健全な財政運営を実現する必要性を町が理解しているかどうか。
- ・町長等及び町職員は、自らの資質を向上させる取り組みをしているかどうか。

## ■ 参考データ資料 ■

- ・令和3年町職員研修受講状況

### 1 自己啓発研修

- (1) e ラーニング研修 268人

### 2 職場内研修

- (1) 新採用職員研修 5人

- (2) 外部講師委託研修 ハラスメント防止研修 53人

- (3) 庁内講師研修 情報発信力向上研修 30人

### 3 職場外研修

#### (1) 青森県自治研修所

- ① 基本研修 市町村税務新任者研修 3人
- ② 選択研修 5人
- ③ 部局研修 5人

#### (2) 八戸圏域連携中枢都市圏研修（八戸市主催研修） 8人

#### (3) 県・他市町村・町村会等 主催研修 3人

### ■ 委員の提言・討論 ■————

## 第15条 町民との関係

### ■ 逐条解説 ■————

(町民との関係)

第15条 おいらせ町長等及び町職員は、町民と同じ視点に立って総合的に職務にあたらなければなりません。

### 【第15条】

これまで国から県、市町村、住民という流れのなかで行政が行われてきた部分が多くありました。しかし、地方分権が進むなかにおいては、四者は対等の立場にあります。「同じ視点」とは、町長等も町職員も町民と対等の立場に立つこと、町民の立場に身を置いて職務のあり方を考えることを意味しています。

### ■ これまでの検証結果 ■————

・町政全般において本条の主旨を阻害するような条例制定、行政行為はなかったものである。（平成29年度自治推進委員会）

### ■ 検証作業のポイント ■————

・町長等及び町職員が、町民と対等の視点に立っているといえるかどうか。

### ■ 参考データ資料 ■————

・町民アンケート結果（令和3年3月）

P 64 問23) 町役場の窓口は、わかりやすく利用しやすいと思いますか。

### ■ 委員の提言・討論 ■————

## 第16条 苦情・相談への対応

### ■ 逐条解説 ■————

(苦情・相談への対応)

第16条 行政は、町民から苦情や相談を受けたときは、これを尊重し、速やかにかつ誠実に対処しなければなりません。

#### 【第16条】

現在、「町民の声」「行政相談」など様々な方法で町民の苦情・相談に対処しています。対応の経過や結果に関する情報は、同様の苦情・相談に迅速に対応できるよう、速やかに、また正確に記録し共有する必要があります。条例で規定することにより、行政としての責任をより明確にしました。

### ■ これまでの検証結果 ■————

- ・苦情、相談へは適切な対応を行っている。
- ・碎石提供や除雪については、対応が良すぎる場合がある。町民もある程度の自助努力が必要である。(平成29年度自治推進委員会)

### ■ 検証作業のポイント ■————

- ・町民からの苦情相談について、適切に対応できているかどうか。

### ■ 参考データ資料 ■————

- ・令和3年度「町民の声」投書及びホームページからの投稿・対応件数 65件

### ■ 委員の提言・討論 ■————

## 第18条 危機管理

### ■ 逐条解説 ■

(危機管理)

第18条 行政は、町民の生命及び財産を守るため、常に適切な対応ができるよう、努めなければなりません。

#### 【第18条】

自然災害など緊急時はもちろん、日頃から町民への危険を回避するために行政に求められる役割は広範にわたります。公害防止や高齢者の詐欺被害防止など、町民の基本的な権利を守り、犯罪や事故の被害に遭わないよう対策を講じる必要があります。

### ■ これまでの検証結果 ■

- ・危機管理に万全ということはないが、必要な水準に達していると認められる。
- ・自主防災組織率も高く町民の防災意識とも噛み合っている。(平成29年度自治推進委員会)

### ■ 検証作業のポイント ■

- ・行政に危機管理の不足している分野はないか。
- ・行政は、災害時の備えとして適切な対応をとっているといえるか。

### ■ 参考データ資料 ■

- ・自主防災組織カバー率の推移

時点	組織数	自主防災組織カバー率
平成31年4月	32組織	82.3%
令和2年4月	32組織	82.5%
令和3年4月	32組織	82.5%
令和4年4月	32組織	82.4%

- ・町民アンケート結果(令和3年3月)

P50 問18) あなたは、災害の種類ごとに、どこ(指定緊急避難所)に逃げればいいか知っていますか。

### ■ 委員の提言・討論 ■